

ESCAP / 北京行動綱領の実施に係るハイレベル政府間会合における 目黒依子国連婦人の地位委員会日本代表ステートメント（仮訳）

議長、
事務局の皆様、
政府代表の皆様、
皆様、

私は、日本政府代表団を代表して、Habiba Sarabi 閣下が、満場一致で「ESCAP / 北京行動綱領の実施に係るハイレベル政府間会合」の議長に選出されたことに心から祝意を表します。また、この会合の準備にご尽力された方々とESCAP事務局に対し、深く感謝の意を表したいと思えます。我が国政府はこのハイレベル会合を、これまでに達成した成果と未だに直面しているギャップや障害を概観し、北京行動綱領の更なる実施のために行動とイニシアティブが最も急がれる分野を特定するのに重要な機会であると考えております。このハイレベル会合の最終日に採択されるESCAP地域の報告書は、2005年3月にニューヨークで開催される第49回国連婦人の地位委員会への有意義なインプットとなることと思えます。

議長、

それでは、北京行動綱領実施における過去10年の我が国の取組を振り返りたいと思えます。本日は、次の3つの観点に焦点を絞って報告します。

1. 国内本部機構、日本政府の姿勢
2. 法的、行政的措置
3. 国際協力

1. 日本政府の国内本部機構

我が国は、2001年1月に中央省庁を再編し、1府22省庁から1府12省庁へと削減しました。そうした中で、政府全体を通じた男女共同参画施策の企画立案と総合調整を任務として、従来の体制を強化するため、男女共同参画局が内閣府に創設されました。同時に、男女共同参画に関する重要事項について、閣僚と民間有識者がその知恵と経験をあわせて審議する新しい形式の会議である男女共同参画会議（内閣官房長官が議長を務める）も設置されました。また、同会議には、政府の施策の実施状況の監視や、政府の施策が及ぼす影響の調査機能も付与されました。

これらの強化により、内閣の強力なリーダーシップの下で施策を進めております。政府全体として組織の縮小化が進む中で、ジェンダー問題を扱う部署が格上げされ、行政の中央に位置づけられたことは、注目に値します。

2. 法的、行政的措置

次に、1)男女共同参画社会基本法の制定、2)権力及び意思決定における女性、3)雇用均等、仕事と家庭の両立、次世代育成支援、4)配偶者の暴力、5)トラフィッキングといった、新たな法制度やその他の取組の進展とその効果について報告します。

2-1. 男女共同参画社会基本法

1999年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、2000年12月には、男女共同参画基本計画が策定されました。基本計画は基本法に基づいており、その内容には女性2000年会議の成果も取り込まれています。

2-2. 権力及び意思決定における女性

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けて、取組が進められつつあります。しかしまだ不十分であるため2003年6月に男女共同参画推進本部において「女性のチャレンジ支援策」を決定しました。「2020年までに、社会のあらゆる分野において、指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を設定し、政府が率先垂範するため、女性国家公務員の採用・登用の拡大等に取り組むこととしています。また国の審議会等の女性委員の割合についても、2003年9月末時点で26.8%と着実に進歩しています。2005年度末までのできるだけ早い時期に30%を達成するとの目標は達成される見込みです。

2-3. 雇用均等、仕事と家庭の両立、次世代育成支援

1997年に男女雇用機会均等法が改正され、これにより募集・採用から退職にいたるまでの雇用管理のすべての段階における女性への差別的取扱いが禁止されることになりました。この法律の施行に努力した結果、男女別の募集は大きく減少し、制度面での男女均等取扱いは確実に浸透してきております。また、残された事実上の格差を解消するための取組として、企業におけるポジティブ・アクションの推進に力を入れております。

小泉総理大臣のイニシアティブの下、2001年7月には仕事と子育ての両立支援策の方針が閣議決定されました。2002年度から保育所の受入児童数を毎年5万人、3年間で合計15万人増やす目標などが盛り込まれております。2002年度には保育所の受入児童数5万人の目標を達成しました。また、今後策定される新エンゼルプランに代わる新たなプランも次世代育成支援対策の一つです。

また、目標値を設定することにより労働者の育児休業の取得促進を図る取組も行われております。さらに、「次世代育成支援対策推進法」が2003年に成立し、仕事と家庭の両立支援に係る行動計画の策定が大企業に義務付けられました。2004年には育児・介護休業法などについて、改正法案を国会に提出しました。

2-4. 配偶者の暴力

2001年4月に、配偶者からの暴力の問題を総合的に規定した初の法律である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、2004年6月にはその改正法が公布されました。同法に基づいて、各都道府県は全国120ヶ所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の一時保護や、毎月平均三千数百件寄せられる相談に応じています。また、同法に基づき裁判所が発する、加害者が被害者に接近することを禁ずる接近禁止命令や、住居からの退去を命ずる退去命令は、毎月百件以上にのぼり、配偶者間暴力に悩む女性の強力な助けになっています。

2-5. 人身取引

人身取引については、2004年4月、内閣官房副長官補を議長とし、関係省庁の局長を構成員とする人身取引対策に関する関係省庁連絡会議が、官邸に設置されました。人身取引された女性や児童の人権を保護・保証するため、我が国は、違法なブローカーや雇用者に対する取締りを更に強化するなど、被害者の救援に全力をあげています。

我が国は人身取引等に関する地域レベルの取組であるバリ・プロセスに積極的に参画するなど、地域間協力にも貢献しています。2001年12月には横浜で第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議を主催しました。2004年11月にバンコクで開催される予定の「東アジア太平洋地域の子どもの商業的性的搾取に反対するコミットメント及び行動計画の横浜会議後の中間レビュー」における運営委員会のメンバーの一員として貢献できることを楽しみにしております。

3. 国際協力

バランスの取れた持続可能な経済発展の達成には女性のエンパワーメントが不可欠です。これに関して、我が国は「途上国の女性支援(WID)イニシアティブ」を1995年第4回世界女性会議において発表しました。以降、女性の健康及び教育、家族計画、女性の経済的自立を促進するためのマイクロ・ファイナンス、ジョブ・トレーニング、職場環境の改善といった分野を中心に、WID関連活動に大きく貢献してきました。さらに、2003年8月、日本政府はODA大綱を改定しました。基本方針において、我が国ODAの政策立案段階から実施段階に至るまで、あらゆる段階において念頭に置かれるべき重要事項としてジェンダー平等の視点の考慮が盛り込まれました。2003年には、WID関連プロジェクトは日本の草の根無償資金協力プロジェクトの約16%、技術協力全体の経費の約10%を占めております。

最後に、我が国は、北京行動綱領実施と平和でより良い世界の構築のために、国際機関やNGOを含む市民社会との緊密なパートナーシップを通じ、国内外における女性の地位向上を促進し男女共同参画を達成する政策をさらに推進いたします。

ありがとうございました。